

三次市教育委員会議案第15号

三次市就学指導委員会規則の一部改正について

三次市就学指導委員会規則の一部改正案を次のように提出する。

令和2年7月20日提出

三次市教育委員会教育長 松村智由

三次市就学指導委員会規則の一部を改正する規則（案）

三次市就学指導委員会規則（平成16年三次市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第3条第3項第3号」を「第3条第3項第2号」に改める。

第4条中「その他条例・規則等」を「その他条例等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。